

資 循 第 1 2 3 号
廃 第 5 9 号
平成 24 年 5 月 1 日

沿岸市町村災害廃棄物対策担当課長 様

岩手県環境生活部
資源循環推進課総括課長
廃棄物特別対策室長 (公印省略)

仮置場における火災発生防止並びに害虫及び悪臭への対策について

このことについて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課より平成 24 年 4 月 19 日付けで別添のとおり事務連絡があったところです。

昨年度は、一部の仮置場において、火災が発生し災害廃棄物の処理が停止したばかりでなく、煙や悪臭により周辺地域の生活環境に支障が生じるなどの事例がありました。さらに、岩手県ペストコントロール協会が被災地において、実施した調査結果では、今年度も仮置場や魚介類の埋設場所において、害虫等が発生する可能性も指摘されております。

つきましては、今後、同様の問題が発生しないよう、各地域において災害廃棄物関係会議等において、再度、留意事項を確認する等、必要な対策を確実に講じられますようお願いいたします。

なお、害虫対策等に係る相談受付が下記 1 のとおり開設しており、現地を踏まえた助言や迅速な対応が可能であることをお知らせします。

また、災害廃棄物の処理に関連して行う害虫等駆除のための薬剤散布のうち、下記 2 の事例については、災害等廃棄物処理事業国庫補助金の対象となりますので申し添えます。

記

1 害虫対策等の相談窓口

岩手県ペストコントロール協会 (事務局：三和薬肥株式会社)

岩手県花巻市下根子 431-6

担当：企画担当 沼山 (電話：0198-24-7206 FAX：0198-24-7205)

2 災害廃棄物処理事業の対象となる事例

- (1) 撤去前の災害廃棄物が堆積している場所で発生する害虫等の駆除
- (2) 仮置場における害虫等の駆除
- (3) 撤去作業の一環として行う、撤去場所の衛生回復・確保のための害虫等の駆除

担当 (火災発生防止)
廃棄物特別対策室
災害廃棄物処理技術担当 遠藤 TEL 019-629-6942 FAX 019-629-5399

担当 (害虫等対策)
資源循環推進課
資源循環担当 成田 TEL 019-629-5380 FAX 019-629-5369

事務連絡
平成24年4月19日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

仮置場における火災発生防止並びに害虫及び悪臭への対策について（再周知）

東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物（解体により生じるものを除く。）について、市町村等関係者の皆様の努力により、仮置場への搬入状況は平成24年4月9日時点で97%の搬入率となっています。

さて、昨年の震災発生後、災害廃棄物の仮置場への搬入を進める中で、各地の災害廃棄物の仮置場で火災が発生したほか、災害廃棄物に起因する害虫の発生及び悪臭が問題となりました。これらについての留意事項は、別添一覧表のとおり昨年事務連絡として発出しているところですが、今年も夏を迎えるに当たり、同様の問題が発生することが懸念されることから、仮置場における留意事項について下記のとおり改めて周知いたします。

については、これらについて御配慮いただくとともに貴管内市町村に対して周知をお願いいたします。

記

1. 火災発生の防止について

- (1) 可燃物内からの煙の発生等について目視による定期確認を行うこと。可能であれば集積物の上で確認を行うこと。
- (2) 可燃物内の温度及び可能であれば一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき必要な管理を行うこと。
- (3) 可燃物・混合廃棄物や、破碎された木くずは発火や発熱の防止の観点から、それぞれ5メートル以上、3メートル以上の高さに積み上げることは避けるべきという報告があることから、積み上げ高さにも十分配慮すること。
- (4) 仮置場にガス抜き管を設置すること。なお、ガス抜き管を設置する場合、以下の2点に留意すること。
 - ① 廃棄物層の温度が摂氏80度以上あると、掘削することによって酸素が流入し、発

火に至る可能性があることから注意が必要であること。また、廃棄物の山の下部に厚さ 30 センチメートル以上の砕石層を敷いている場合、ガス抜き管の設置は避けること。

②ガス抜き管を設置する場合は、廃棄物堆積初期から設置するか、切り返し時に設置すること。

(5)防火水槽、消火器等の設置を行うこと。

仮置場における火災予防策に関するその他留意事項については、以下の技術情報（震災対応ネットワーク（とりまとめ：国立環境研究所））にとりまとめられていますので、ご参照ください（<http://nies.go.jp/shinsai/index.html>）。

- ・「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防」（第 2 報）
- ・「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防」（第 2 報補遺）

※震災対応ネットワークとは、災害で発生した廃棄物や被災地の生活で発生する廃棄物等について、技術的観点から支援することを目的とした全国の大学、国及び地方の研究機関、自治体、関連団体、民間等の知識・技能を有する方々のネットワーク

2. 害虫及び悪臭対策について

害虫の発生源となる災害廃棄物を日常生活圏から離れた場所に移動させること又は速やかに中間処理を行うことのほか、これらの対応を直ちに行うことが困難な場合の対策として以下のことが挙げられます。

- ①当該災害廃棄物に消石灰を散布すること。
- ②消臭剤・殺虫剤を噴霧すること。

なお、市町村等がこれらの応急的な対策を必要と判断する場合、災害等廃棄物処理事業の一環として行うことが可能です。

また、害虫及び悪臭対策については、以下のとおり関係団体が相談窓口を設置しておりますので、ご活用ください。

<災害廃棄物の消毒及び災害廃棄物に起因する害虫の防除に関する御相談>

社団法人日本ペストコントロール協会 担当：茂手木（もてぎ）

TEL：03-5207-6321 FAX：03-5207-6323

<害虫の発生抑制に配慮した災害廃棄物の処理方法に関する御相談>

一般財団法人日本環境衛生センター 担当：武藤（むとう）

TEL：044-288-4878 FAX：044-288-5016

<災害廃棄物に起因する悪臭に関する御相談>

公益社団法人におい・かおり環境協会 担当：重岡（しげおか）

TEL：03-5835-0315 FAX：03-5835-0316

以上

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 青竹、宮田、伊勢戸

TEL 03-5521-8358（直通）、FAX 03-5521-8359

E-mail hairi-haitai@env.go.jp

(別添)

過去の火災発生防止並びに害虫及び悪臭への対策に関する事務連絡

平成23年5月10日	仮置場における火災発生の防止について
平成23年5月19日	仮置場における留意事項について
平成23年6月17日	災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について（依頼）
平成23年6月27日	被災者居住地域における害虫等対策について（厚生労働省健康局）
平成23年7月25日	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業における害虫駆除等の取扱いについて
平成23年9月21日	仮置場における火災発生の防止について（再周知）
平成23年9月28日	仮置場における火災予防について（再周知）（補遺）